

報告第15号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年8月19日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年6月25日午後3時50分ごろ、渋川市有馬28番3地先市道1-1570号線において、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX氏運転の軽乗用車（XXXXXXXXXXXX所有者XXXX氏）が南東に向かって走行中、同市道で除草作業をしていた建設交通部土木維持課会計年度任用職員が使用する刈払機に飛ばされた飛来物が、上記車両の助手席窓ガラスを破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月28日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 XXXXXXXXXXXX XXXX

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費30,910円、代車料19,800円、総額50,710円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

50,710円